

福生市立小・中学校長 殿

福生市教育委員会
教育長 石田 周
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う福生市立学校対応について（依頼）

このことについて、別添写し令和 4 年 1 月 19 日付け 3 教総総第 2310 号のとおり、東京都教育委員会教育長より依頼がありました。

つきましては、各学校では、「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～」(令和 3 年 4 月 26 日付)を踏まえ、これまで実施してきた感染防止対策を徹底した上で、以下の点に留意した学校運営をお願いします。

- 1 児童・生徒に対する指導について
 - (1) 基本的な感染症予防策（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用、毎朝の検温等）を再度徹底する。
 - (2) 自らの体調が悪いときには無理に登校しないことを、児童・生徒の発達の段階に応じて改めて指導する。
- 2 学習活動について
 - (1) これまで実施してきた感染症対策（指導内容の精選や指導形態の工夫）を踏まえた学習指導を徹底する。
 - (2) 学習活動で使用した教室や教具については、消毒を実施する。なお、教員の過度な負担にならないよう、スクール・サポート・スタッフ等を活用する。
 - (3) 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動については、年間指導計画を見直して実施時期を組み替えるなどの工夫をする。
- 3 学校行事・授業公開等について
 - (1) 宿泊学習等、校外学習については、「福生市立学校宿泊行事实施のためのガイドライン」の内容に基づき、感染症対策を万全にして実施する。ただし、当該学年の感染状況によっては、実施の可否について個別に判断する。
 - (2) 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、多くの人たちを校内に招く行事等は実施しない。
 - (3) 保護者や地域の方々への公開を予定していた行事等で、延期の対応が困難な場合は、オンラインを活用した公開等について検討する。
- 4 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒について
 - (1) 心身の健康状態や家庭学習の状況の把握に努める。
 - (2) 一人 1 台端末 iPad を活用したオンライン授業等を継続する。
- 5 部活動について
 - (1) 原則、休日の実施は自粛する。
 - (2) 原則、都内及び都外における練習試合、交流会等は実施しない。
 - (3) 感染リスクの高い活動、特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
 - (4) プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
 - (5) 部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

【担 当】 福生市教育委員会教育部
主 幹 重末 祐介
電 話 042-551-1538